て掲載されているシルビアシジミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているトモエガモ及びウラナミジャノメ本土亜種、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、レッドデータブックやまぐちに準絶滅危惧として掲載されているオシドリ、カイツブリ、ヤマセミ及びクロジが確認されている。オオタカについては、非繁殖期の確認であり、営巣は確認されておらず、シルビアシジミ及びウラナミジャノメ本土亜種と同様、周辺には生息環境が広く存在することから、影響は小さいとされている。トモエガモ、ミサゴ、オシドリ、カイツブリ、ヤマセミ及びクロジについては、本件事業により生息地を改変することはないため、影響は小さいとされている。

植物については、本件区間内及びその周辺の土地に法律等により定められた重要な種は確認されていない。

また、本件区間内では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地については確認されていない。

なお、本件事業の実施に当たり法律等で定められた重要な種である動植物や埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、専門家等と調整を図り、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令を満足する良好な道路を整備し、安全で円滑な交通を確保することを目的として、道路構造令による第３種第２級の規格に基づき、２車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道改良及びバイパス併用ルート案（以下「申請案」という。）のほか、東側バイパスルート案及び全線現道改良（西側）ルート案の３案による検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、用地取得に伴う宅地への影響や支障物件がなく、土地利用に与える影響が小さいほか、工事規模等施工性に優れ、事業費も最も廉価であるなど、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に検討した結果、最も合理的である案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は道路構造令に定める車線幅員や最小曲線半径を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが発生していることなどから、できるだけ早期に主要幹線道路としての機能の向上を図る必要があると認められる。

なお、本路線沿線の地元住民で構成する小野地区振興対策委員会及び小野校区自治会連合会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　山口県宇部市役所

○九州地方整備局告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十日　　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第三号福岡都市計画道路事業三・三・二十五号那珂川宇美線

三　事業施行期間　自平成十五年一月六日至平成二十八年九月三十日

四　事業地　変更なし

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

衆議院

質問書提出

一月十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

アイヌ民族に係る歴史教科書の記述等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

福島第一原発における汚染水問題等に関する質問主意書（山尾志桜里提出）

女性主意書（鈴木貴子提出）

就業者数の推移と待機児童に関する質問主意書（山尾志桜里提出）

元首相補佐官の辺野古の海の砂地等発言に関する質問主意書（仲里利信提出）

「三世代同居促進」に関する質問主意書（西村智奈美提出）

厚生年金適法未加入の調査結果に関する再質問主意書（長妻昭提出）

基礎年金部分を株式運用する海外の事例の有無に関する質問主意書（山井和則提出）

生活者支援給付金に関する質問主意書（山井和則提出）

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年一月二十日　　国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第二号ニ中「以下」の下に「この二において」を加え、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「をいう。）」の下に「及び再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。）」を加える。

○九州地方整備局告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年一月二十日　　九州地方整備局長　鈴木　弘之

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第三号福岡都市計画道路事業三・三・二十五号那珂川宇美線

三　事業施行期間　自平成十五年一月六日至平成二十八年九月三十日

四　事業地　変更なし

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

参議院

質問主意書提出

一月十八日議員から次の質問主意書が提出された。

日中植林・植樹国際連帯事業に関する質問主意書（和田政宗提出）（第一六号）

質問主意書転送

一月十八日次の質問主意書を内閣に転送した。

法令等の憲法判断に係る最高裁判例に関する質問主意書（脇雅史提出）（第一一二号）

内閣が憲法判断を誤った場合の責任のとり方に関する質問主意書（脇雅史提出）（第一一三号）

消費税の軽減税率制度の導入に伴う課題に関する質問主意書（藤末健三提出）（第一四号）

完全自動走行に向けた国家戦略特区プロジェクトに関する質問主意書（大久保勉提出）（第一五号）

ＩＳＩＬへの空爆等を実施する諸外国の軍隊に対する自衛隊による後方支援活動の法的な実施可能性に関する質問主意書（山井和則提出）